

2025ニューイヤー定期預金

商品概要説明書

(2025年1月20日現在)

1. 商品名(愛称)	○「2025ニューイヤー定期預金」					
2. 販売対象	○個人のお客様(お一人様1口座に限ります。)					
3. 募集総額	○10億円					
4. 取扱期間	○2025年1月20日(月)～2025年3月31日(月) ※募集総額に達した場合は取扱期間中であっても終了させていただきます。					
5. 預入期間	○自由金利型定期預金<M型>定型方式 1年、3年 ○自由金利型定期預金(大口定期預金)定型方式 1年、3年 ※自動継続型(元金継続・元利継続)に限ります。					
6. 預入						
(1) 預入方法	○一括預入					
(2) 預入形式	○証書形式・総合口座通帳・通帳式					
(3) 預入金額	○10万円以上1,000万円以下(新規資金のみ) ※新規資金とは、他の金融機関等から当金庫口座へ振込入金、または、現金を持参される資金をいい、振込入金分につきましては、入金日から1カ月以内の資金とさせていただきます。 ※僚店間での預入および既存の当金庫定期預金からの預け替え(増額書替を含む)はできません。 ※但し、定期積金の満期分からの預け替えの場合はご利用いただけます。					
(4) 預入単位	○1万円単位					
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払戻します。					
8. 利息						
(1) 適用金利	○固定金利 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">年0.30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年</td> <td style="text-align: center;">年0.60%</td> </tr> </table> ○自動継続後は継続日における「スーパー定期」、「スーパー定期300」、「大口定期」の店頭表示金利を約定金利として適用します。		1年	年0.30%	3年	年0.60%
1年	年0.30%					
3年	年0.60%					
(2) 利払方法	○【スーパー定期、スーパー定期300】 満期日以後に一括して払戻します。 ○【大口定期】 〈1年〉満期日以後に一括して支払います。 〈3年〉中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%小数点第3位以下切捨て)により計算します。					
(3) 計算方法	○〔単利型〕付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ○〔複利型〕付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算です。					

9. 税金	<p>○金利は税引前の年利で表示しています。</p> <p>○お客様の受取利息には20%（国税15%、地方税5%の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。））</p> <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
10. 手数料	—
11. 付加できる特約	<p>○個人のお客様は「総合口座」の取扱いができます。（満18歳以上）</p> <p>○個人のお客様はマル優の取扱いができます。</p> <p>※マル優について、詳しくは渉外担当または窓口へお問い合わせください。</p>
12. 中途解約時の取扱い	<p>○原則中途解約できません。</p> <p>○当金庫がやむをえないと認め満期日前に解約する場合は、別紙定期預金の中途解約利率一覧表のとおりとなります。</p>
13. 金利情報の入手方法	○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。
14. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（9時～17時、フリーダイヤル：0120-301-865）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
15. その他参考となる事項	○預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、これらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。（当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して元本1,000万円までの利息が保護されます。）

定期預金の中途解約利率一覧表

自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期)

預入期間	[定型方式] 1年	[定型方式] 3年
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満	—	約定利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満	—	約定利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満	—	約定利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満	—	約定利率×90%

(注) 小数点第3位以下切捨て

自由金利型定期預金 (大口定期)

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A.	解約日における普通預金の利率
B.	約定利率－約定利率×30%
C.	約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A.	約定利率－約定利率×30%
B.	約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数